

住民主体による

生活支援サービス提供団体を募集しています

～サービス提供事業補助金のご案内～

市では、高齢者に対して軽度な生活援助の提供に御協力いただける地域団体を募集しています。

対象となる生活援助の活動とは・・・

掃除や洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ、電球交換、家具や電気機器の修理等、地域で暮らす支援が必要な高齢者の、日常生活における多様な困りごとに対する支援です。



活動のシンボルマーク

応募要件

要支援の認定を受けている方を含む65歳以上の高齢者に対し、訪問による生活支援サービスを提供する団体であること。(詳細についてはお問い合わせください。)

- ★ サービス提供を行う住民が5名以上いること。
- ★ 地域住民の自主活動であること。(有償または無償ボランティア)
 - ※ 提供範囲、利用者負担の有無は問いません。(団体にて決定)
 - ※ 選定された後、保険への加入や研修の受講があります。

月額上限 3万円 ※別に活動件数や家賃に応じた加算もあります。

- ★ 活動に要する費用によって異なります。
- ★ 飲食代、ボランティアへの報酬、建築工事等にあてることはできません。
- ★ 他の補助制度により助成を受けている経費は対象となりません。



【お問い合わせ・お申込み】

八王子市 福祉部 高齢者福祉課 (地域包括担当)

電話：042-620-7244 F A X：042-624-7720

地域の課題に取り組む住民主体の活動をさらに応援します！

市では平成31年度（2019年度）から、高齢者の日常生活における多種多様な課題に取り組むための「**地域課題チャレンジ加算**」を創設しました。

これは、高齢者の皆様がこれからも住み慣れたご自宅で、これからも安心して元気に暮らし続けることができるよう、住民自らが主体となっておこなう様々な地域活動を、より柔軟に応援するためのものです。

加算要件

- ★ 主に65歳以上の高齢者を対象とする取り組みであること。
- ★ 高齢者の日常生活における様々な地域課題の解決に繋がる取り組みであること。
- ※ ご不明な点については「生活支援コーディネーター」が相談をお受けします。

事例1 ～外出が楽にできるよう地域にイスやベンチを設置～

買い物やバス停に行く際にちょっと休む場所がほしいという地域の声から誰でも気軽に座れるイスやベンチを地域の皆さんの協力のもと設置！

このベンチが住民同士のちょっとしたコミュニティの場になり、地域が元気になっています。

事例2 ～救急医療情報カードでもしもの際の安心を～

いざという時のために、緊急時の連絡先やかかりつけ医療機関などの情報が記入できる救急医療情報カードを作成！

地域での生活する安心感やカードの配付を通じたさりげない見守りにつながっています。



加算上限 月1万円

- ★ 活動に要する費用によって異なります。
- ★ 飲食代、ボランティアへの報酬、建築工事等にあてることはできません。
- ★ 他の補助制度により助成を受けている経費は対象となりません。

ご検討される場合は、生活支援コーディネーターへ相談してください！

電話：042-649-8477（社会福祉協議会 支え合い推進課）

※八王子市から本事業の委託を受け、社会福祉協議会が活動しています。